

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条第一項の規定に基づき、令和三年度江戸川区一般会計補正予算（第一号）を別添のとおり専決処分したので、同条第三項の規定により報告し、承認を求めらる。

令和三年五月二十四日

江戸川区長 齊藤 猛

令和3年度江戸川区一般会計補正予算（第1号）

令和3年度江戸川区の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 446,280千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 278,207,085千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年4月5日専決

江戸川区長 斉藤 猛

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計
款	項			
13 国 庫 支 出 金		64,714,134	441,926	65,156,060
	2 国 庫 補 助 金	9,648,761	441,926	10,090,687
19 諸 収 入		4,244,214	4,354	4,248,568
	4 受 託 事 業 収 入	334,982	4,354	339,336
補正されなかった款項に係る額		208,802,457		208,802,457
歳 入 合 計		277,760,805	446,280	278,207,085

歳 出

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計
款	項			
13	子 ども 家 庭 費	64,380,261	441,926	64,822,187
	1 児 童 福 祉 費	59,281,116	441,926	59,723,042
14	健 康 費	22,388,623	4,354	22,392,977
	1 保 健 衛 生 費	22,388,623	4,354	22,392,977
補正されなかった款項に係る額		190,991,921		190,991,921
歳 出 合 計		277,760,805	446,280	278,207,085